

ぐるなびポイント利用条件(販促プラン契約者向け)

第1条 (利用条件の適用)

1. 本利用条件は、当社が別途提供する販促支援サービス(以下「加盟サービス」という)を現に利用している者(以下「加盟者」という)のうち、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供する第2条に定めるポイントサービス(以下「本サービス」という)に関して申込を行い、当社がこれを承諾した加盟者と当社との間に適用される。
2. 本利用条件に基づき、当社と加盟者との間の契約(以下「本契約」という)は、本サービスの利用を希望する加盟者が、当社に対し申込み、当社がこれを承諾した時点で成立する。
3. 本サービスの利用に際し、本利用条件に定めのない事項については各加盟条件(加盟サービスを提供するために当社が別途定めた加盟者と当社との間に適用されている条件をいう。以下同じ)が適用または準用され(以下本利用条件と加盟条件をあわせて「本利用条件等」という)、本利用条件の定めと加盟条件の定めが相違する場合は、本利用条件の定めが優先して適用される。

第2条 (本サービス)

1. 当社は、当社が加盟者に貸与する端末(以下「端末」という)または当社が運営するウェブサイト等を通じてぐるなび会員(以下「会員」という)またはユーザーに対し、当社が付与するポイントを利用させることができるサービス(以下「本サービス」という)を加盟者に対して提供する。
2. 本サービスについては、本利用条件のほか本サービスの提供に際して書面その他の方法により提示される諸条件およびぐるなび会員規約その他(以下あわせて「各種ルール等」という)において定める。
3. 本サービスの詳細は当社が決定するものとし、当社は、これを随時自由に見直すことができる。

第3条 (加盟者の指定店舗等運営者に関する義務および責任)

1. 加盟者が、本サービスを利用するにあたり、加盟者以外の個人または法人その他の団体が運営する店舗または施設を本サービスの対象となる店舗または施設として指定する場合、加盟者は、加盟者の責任と負担において、本サービスの対象となる店舗または施設として指定された店舗または施設を運営する加盟者以外の個人または法人その他の団体(以下「指定店舗等運営者」という)から予め当該指定にかかる同意を得るとともに、指定店舗等運営者に本条件等と同等の条件(加盟者が同意する当社の責任を制限する内容の条件、加盟者が本条件等において負担する義務および責任に関する条件を含む)がこれらに限られない。ただし、拠出金の精算に関する条件は除く)に同意させたいうえで、当該条件に定められる義務および責任を負担させ、これを遵守させる責任を当社に対して負う。当社は、指定店舗等運営者の行為および故意・過失を、加盟者の行為および故意・過失とみなし、加盟者に対して指定店舗等運営者の行為につきその責任を問うことができる。
2. 指定店舗等運営者が運営する店舗または宿泊施設を本サービスの対象となる店舗または施設として加盟者が指定したこと起因または関連して当社、加盟者および指定店舗等運営者との間で紛争が生じた場合は、加盟者は、当社を免責し、加盟者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。ただし、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

第4条 (ポイントの付与)

1. 当社は、会員またはユーザーが、加盟者または指定店舗等運営者が運営する店舗または施設(当社の運営するウェブサイト上において加盟者または指定店舗等運営者が商品を販売し若しくはサービスを提供しまたはこれらの予約を受け付ける店舗または施設(以下「EC店舗」という)を含み、以下「加盟者店舗等」という)において当社が定める方法により商品の購入若しくはサービスの利用またはこれらの予約を行った場合、当社が定める商品またはサービスの価格に対し、当社が定める率若しくは数または当社が定める範囲内で加盟者が定める率若しくは数のポイントを当該会員またはユーザーに対して付与する。この場合、加盟者は、当該ポイントを付与するための事務、作業その他当社所定の手続きを行うものとする。
2. 前項に定めるほか、当社は、会員またはユーザーが、加盟者が発行する各種広告宣伝メールの配信登録等当社が定める条件に合致する行為を行った場合、当社が定める率若しくは数または当社が定める範囲内で加盟者が定める率若しくは数のポイントを当該会員またはユーザーに対して付与する。この場合、加盟者は、当該ポイントを付与するための事務、作業その他当社所定の手続きを行うものとする。
3. 前二項に基づき付与するポイント(以下「付与ポイント」という)の小数点以下は切り捨てとする。
4. 加盟者は、ポイントを付与するための端末の画面その他当社所定の方法により、会員またはユーザーに付与ポイントを確認させるものとする。ただし、加盟者が会員若しくはユーザーに付与ポイントを確認させる手段若しくは方法がない場合または各種ルール若しくはぐるなび会員規約において会員若しくはユーザー

に付与ポイントを確認させる旨の定めがない場合はこの限りではない。

第5条 (ポイント精算原資の拠出)

1. 加盟者は、付与ポイントのうち、当社が予め定める割合または数および当社が定めるポイントと現金との交換率(以下「ポイント交換率」という)に基づき算定された付与ポイント数(以下「負担ポイント数」という)に相当する金額(以下「拠出金」という)を利用者によるポイント利用の精算の原資とするため拠出する。
2. 拠出金の算定およびその精算のために必要となる以下の各号の事項については、加盟サービス毎に別表または別途定める。
 - (1) 付与対象取引
第4条第1項および第2項に定めるポイント付与の対象となる取引をいう。なお、当社は、その判断により、付与対象取引を制限または拡大することができる。
 - (2) 負担算定基準価格
付与対象取引の商品またはサービスの価格に対するポイント付与の場合における負担ポイント数の算定基準となる付与対象取引の価格をいう。なお、当社は、その判断により、負担算定基準価格の範囲を制限または拡大することができる。
 - (3) 負担算定基準日
負担ポイント数を算定するための基準日をいう。負担ポイント数は、負担算定基準日に付与された付与ポイント数をもって算定される。
 - (4) 負担ポイント数算定期間
当社が加盟者に拠出金の精算を求めらるにあたって負担ポイント数を算定するための対象となる期間をいう。
 - (5) 付与ポイント変更期間
加盟者が付与ポイントを変更または取消することができる期間をいう。加盟者が付与ポイントを変更または取消した場合は、変更または取消後の付与ポイント数が負担算定基準日に付与されたものとみなされ、当社は変更または取消し後の付与ポイント数をもって負担ポイント数を算定する。
 - (6) 請求繰越基準額
当社が、各加盟条件に基づく加盟者と当社との間の契約(以下「各加盟契約」という)および本契約に基づき請求すべき金額の合計(拠出金の請求に限られず、各加盟サービスに基づく掲載料等各加盟サービスに基づき請求すべき料金の請求も含み、以下これらの請求をあわせて「拠出金等にかかる請求」という)が一定金額に満つるまで、拠出金等にかかる請求を次月以降に繰り越すことができる当該一定金額をいう。
 - (7) 上記各号のほか拠出金の算定およびその負担のために当社が定めた事項

第6条 (拠出金の精算)

1. 当社は、加盟者に対し、加盟サービス毎に別表または別途定める条件に従い、拠出金の精算を求め、加盟者は、当社に対し、加盟サービス毎に別表または別途定める条件に従い、拠出金を拠出することで精算する。なお、手数料その他支払に要する費用は加盟者の負担とする。
2. 前項の定めにかかわらず、拠出金等にかかる請求の金額が請求繰越基準額未満の場合(第10条に基づく相殺後の金額が請求繰越基準額未満の場合を含む)、当社は、請求すべき金額が累積して請求繰越基準額以上となるまで、拠出金等にかかる請求を次月以降に繰り越すことができる。かかる請求の繰り越しを行った場合であっても繰り越している期間中は請求すべき金額にかかる金銭に利息は付さない。

第7条 (ポイントの利用)

1. 会員が、加盟者店舗等において当社が定める方法により商品を購入しまたはサービスの提供を受ける場合で、当該商品またはサービスの価格の全部または一部の支払にポイントを利用することを希望したときは、加盟者はこれを支払手段として受け付け、当該ポイントを利用させるための事務、作業その他当社所定の手続きを行うものとする。
2. 加盟者は、会員がポイントの利用を希望したときは、ポイントを利用するための端末の画面その他当社所定の方法により、会員に利用するポイント(以下「利用ポイント」という)を確認させ、当該会員が保有するポイント残高その他ポイントの利用可否を確認するものとする。ただし、加盟者が会員若しくはユーザーに利用ポイントを確認させる手段若しくは方法がない場合または各種ルール等において会員若しくはユーザーに利用ポイントを確認させる旨の定めがない場合はこの限りではない。

第8条 (利用ポイントの精算)

1. 当社は、加盟者に対し、加盟者の商品またはサービスの支払に使用された利用ポイントについてポイント交換率に基づき算定された利用ポイント数(以下「利用ポイント数」という)に相当する金銭(以下「精算金」という)を支払う。
2. 精算金の算定およびその支払のために必要となる以下の各号の事項については、加盟サービス毎に別表において定める。
 - (1) 利用対象取引
第7条第1項に定めるポイント利用の対象となる取引をいう。なお、当社は、そ

の判断により、利用対象取引を制限または拡大することができる。

- (2) 利用算定基準価格
利用ポイント数の算定の基準となる利用対象取引の価格をいう。なお、当社は、その判断により、利用算定基準価格の範囲を拡大または制限することができる。
- (3) 利用算定基準日
利用ポイント数を算定するための基準日をいう。利用ポイント数は、利用算定基準日に利用された利用ポイント数をもって算定される。
- (4) 利用ポイント数算定期間
当社が加盟者に精算金を支払うにあたって利用ポイント数を算定するための対象となる期間をいう。
- (5) 利用ポイント変更期間
加盟者が利用ポイントを変更または取り消すことができる期間をいう。加盟者が利用ポイントを変更または取り消した場合は、変更または取り消し後の利用ポイント数が利用算定基準日に利用されたものとみなされ、当社は変更または取り消し後の利用ポイント数をもって利用ポイント数を算定する。
- (6) 支払留保基準額
当社が、各加盟契約および本契約に基づき支払うべき金額の合計金額(精算金の支払に限らず、各加盟サービスに基づき支払うべき金銭の支払も含み、以下これらの支払をあわせて「精算金等にかかる支払」という)が一定金額に満つるまで、精算金等にかかる支払を次月以降に留保することができる当該一定金額をいう。
- (7) 上記各号のほか精算金の算定およびその支払のために当社が定めた事項

第9条 (精算金の支払)

1. 当社は、加盟者に対し、加盟サービス毎に別表において定める条件に従い、精算金を支払う。なお、手数料その他支払に要する費用は当社の負担とする。
2. 前項の定めにかかわらず、精算金等にかかる支払の金額が支払留保基準額未満の場合(第10条に基づく相殺後の金額が支払留保基準額未満の場合を含む)、当社は、支払うべき金額が累積して支払留保基準額以上となるまで、精算金等にかかる支払を次月以降に留保することができる。かかる支払の留保を行った場合であっても留保している期間中は支払うべき金額にかかる金銭に利息を付さない精算金の支払方法は、当社が指定した金融機関に加盟者が本人名義で開設した預金口座への振込送金の方法に限る。
3. 当社は、利用ポイントについて会員から異議があった場合には、問題が解決するまで、当該利用対象取引にかかる精算金の支払を留保することができる。この場合、当社が既に当該利用対象取引にかかる精算金を支払っているときは、加盟者は当社に対し直ちにこれを返還しなければならない。
4. 加盟者が第3項の預金口座を開設しないなど加盟者の責による事由により当社が精算金の支払をすることができず、当該精算金の支払期日から6ヶ月が経過したときは、加盟者は当該精算金の支払請求権を放棄したものとみなす。

第10条 (相殺)

当社は、加盟者に対して負担する債務の全部または一部(精算金支払債務その他本利用条件等に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)と、加盟者に対して有する債権の全部または一部(拋出金債権その他本利用条件等に基づき発生する債権を含むがこれに限られない)とを、その債権債務の弁済期の到来の有無にかかわらず、いつでもこれを対当額において相殺することができる。

第11条 (当社による付与ポイント・利用ポイントの変更または取消しおよび資料提供等)

1. 当社は、付与ポイント若しくは利用ポイントまたは加盟者によるこれらの変更若しくは取消しの内容に疑義があると判断した場合には、加盟者に対し、必要な説明および資料提供等を求めることができ、加盟者はこれに応じなければならない。
2. 疑義があるものとして当社が判断した付与ポイントまたは利用ポイントは、当該疑義が解消されるまでの間、負担ポイント数または利用ポイント数として算定されない。当社は、必要があると判断した場合、当該付与ポイント数または利用ポイント数の変更または取消しをすることができる。
3. 疑義があるものとして当社が判断した付与ポイントまたは利用ポイントにつき疑義が解消された場合は、当社は、当該疑義が解消された日を当該付与ポイントにかかる負担算定基準日または利用ポイントにかかる利用算定基準日とみなすことができる。

第12条 (直接精算)

加盟者は、以下の各号のいずれかに該当する場合において必要があるときは、付与ポイントまたは利用ポイントにつき、会員またはユーザーとの間で直接精算するものとする。

- (1) 付与ポイント変更期間満了日または利用ポイント変更期間満了日までに変更または取消しができなかった場合(付与ポイント変更期間または利用ポイント変更期間が定められていないため、変更または取消しができない場合も含む)
- (2) 当社の責によらない事由により本サービスの利用ができず、ポイントを付与しま

たはポイントを利用させることができない場合

第13条 (変更期間経過後のEC店舗における利用対象取引の変更等)

1. 前条第1号の定めにかかわらず、会員またはユーザーからの申し出等により利用ポイント変更期間経過後に利用対象取引の変更または取消しがあり、当該変更または取消しにかかる利用対象取引の対象となる利用ポイントを変更または取り消す必要がある場合において、当該変更または取り消す必要のある利用ポイントがEC店舗において利用されたものであるときは、加盟者は、当社に対しその旨を直ちに通知しなければならず、当社は、当該利用ポイントを変更しまたは取り消すことができる。
2. 前項の定めに基づき利用ポイントが変更されまたは取り消された場合は、当社は、第9条第1項の定めにかかわらず、当該変更または取消しにかかる利用ポイントについては、当該変更または取消し後のポイント数に基づき算定した精算金を加盟者に支払う。
3. 第9条第1項の定めに基づき当社が精算金を支払った後に第1項の定めに基づく利用ポイントの変更または取消しがあった場合は、加盟者は、当該変更または取消しにかかる利用ポイントについて当社がすでに支払った精算金と当該変更または取消し後のポイント数に基づき算定した精算金との差額を直ちに当社に返還しなければならない。

第14条 (加盟者の義務)

1. 加盟者は、付与対象取引または利用対象取引について、ポイントの付与または利用を拒否したり、他の支払方法への変更を要求したり、他の支払方法と異なる価格その他の条件を適用したり、付与対象取引または利用対象取引の価格に当社が定める以外の制限を設けるなど、ポイントを付与される会員若しくはユーザーまたはポイントを利用する会員に実質的に不利となるような取り扱いをしてはならない。
2. 加盟者は、自らまたは第三者と共同してポイントと同種または類似のサービスをユーザーに対して提供しているときは、会員その他の第三者が混同または誤解をしないよう、十分な表示および説明を行うものとする。
3. 加盟者は、加盟者が本サービスの利用店舗であること示す商標・ロゴ等の標示(以下「サービス商標等」という)を、ユーザーが容易に認識できるよう当社が別途定める基準により店舗内外に掲示するものとする。なお、加盟者は、本契約終了後または本サービスの利用停止期間中、サービス商標等を使用してはならない。

第15条 (ユーザー情報)

加盟者は、直接、間接を問わず本サービスを利用して得た会員またはユーザーの住所、氏名、性別、生年月日、メールアドレスおよび取引履歴等の個人情報並びに当社の営業秘密を、個人情報保護法、不正競争防止法その他の法令を遵守し、安全かつ適切な方法で厳重に管理し、会員およびユーザー並びに当社が明示的に承諾した目的のみ利用するものとし、当該目的以外にかなる使用もしてはならない。また、第三者に開示・漏洩しないよう厳重な措置を取らなければならない。

第16条 (加盟者の責任)

1. 本サービスの利用に起因したまたはこれに関連して、当社とユーザーその他の第三者との間で紛争が生じた場合、加盟者は、加盟者の負担と責任において誠実に対応するものとする。当社が当該紛争に対応した場合、当社は加盟者に対し当該紛争の解決のために要した費用全額(訴訟費用、弁護士費用等を含むがこれらに限られない)を請求することができる。ただし、当該紛争が当社の責による事由により発生した場合は、当社がこれを解決するものとする。
2. 本サービスの利用に起因したまたはこれに関連して、加盟者とユーザーその他の第三者との間で紛争が生じた場合、加盟者は、加盟者の負担と責任において、当該紛争を解決するものとする。ただし、当該紛争が当社の責による事由により発生した場合は、この限りではない。

第17条 (各加盟契約の終了による本契約の終了)

終了原因を問わず各加盟契約が終了した場合は、本契約は、終了した当該各加盟契約に関する限りにおいて、当該終了日をもって当然に終了する。

第18条 (加盟者による本契約の終了)

加盟者は、別途当社が定めた手続きに従い、当社に対し本契約を終了する旨の通知をし、当該解約手続が完了した日をもって本契約を終了させることができる。

第19条 (当社による本契約の終了および期限の利益の喪失)

1. 当社は、加盟者に対する文書または電子メールによる通知により、加盟者への通知の到着日をもって本契約を終了させることができる。
2. 当社は、加盟者が以下の各号のいずれかの事由に該当した場合には、加盟者に対する何らの通知または催告なしに、本契約を終了させることができ、加盟者は、当社に対して負担する一切の債務(拋出金債務その他本利用条件等に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、直ちに弁済するものとする。

- (1) 本利用条件および各種ルール等に違反したとき
- (2) 当社の指定する代金収納会社との契約に違反したとき
- (3) 飲食店その他の営業について監督官庁による注意、勧告または処分を受けたとき
- (4) 飲食店その他の営業の停止または廃止をしたとき
- (5) 自己の営業を行うために必要な許認可を有しないとき、または取消されたとき
- (6) 住所変更の届出を怠る等加盟者の責による事由によって加盟者の所在が不明となったとき
- (7) 支払停止、仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始または特定調停その他これに類する手続の申し立てがあったとき
- (8) 手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けたとき
- (9) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (10) 前三号の他、財産状態または信用状態の悪化が生じたとき
- (11) 資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡または解散の決議をしたとき
- (12) 株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったとき
- (13) 反社会的勢力に属すると当社が判断したとき、または加盟者と反社会的勢力との関連性が認められると当社が判断したとき
- (14) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断したとき
- (15) その他加盟者による本契約の履行が困難であると当社が判断したとき

第20条（権利義務の譲渡、承継等）

加盟者は、予め当社の承諾を得た場合を除き、当社に対して有しまたは負担する一切の債権債務（本利用条件上の地位、本利用条件によって生じる債権または債務を含むがこれらに限られない）を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。

第21条（変更の届出）

1. 加盟者は、住所、連絡先その他届出内容に変更があった場合には、当社に対し遅滞なく当社所定の手続きに従い変更の届出をするものとする。
2. 届出内容に変更があったにもかかわらず前項の届出がなく加盟者が不利益を被った場合であっても、当社は一切その責任を負わない。

第22条（本利用条件の変更）

1. 当社は、予告なく本利用条件を変更することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、加盟者の権利および義務に重大な影響を及ぼす変更については、加盟者に当社が適当と認める方法（当社が発行した加盟者専用のIDおよびパスワードを用いて当社のサーバー内で加盟者がアクセスできる部分に掲示、当社が送付する郵便物での通信等の方法を含む）により事前に通知することによって、本利用条件を変更することができる。

改定日 2018年11月1日

改定日 2022年4月1日